平成３０年（フ）第３号
兵庫県西宮市大社町１番１―504号、前住所兵庫県西宮市愛宕山14番５―204号
債務者　小川　　納
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７８号
奈良県香芝市磯壁４丁目429番地10
債務者　辻本　純子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
徳島県徳島市庄町５丁目81―204　メイフェア10―105号、住民票上の住所徳島県徳島市南佐古三番町１番２号
債務者　小笠　達也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５７号
徳島県徳島市佐古七番町６番３号　コーポ増谷４－１号室
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号
宮城県大崎市古川中里３丁目９番38号　αＮｅｘｔ宮城第二Ｂ棟103号
債務者　高橋　祐美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
宮城県大崎市古川李埣字東田98番地４
債務者　後藤　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７１４号
兵庫県西宮市与古道町１番３号　プレジール阪神西宮408、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町糸井286番地１　アーバンプラザ弐号館105号室
債務者　小嶺　靖子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番１―519号
債務者　山﨑　　浩
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９号
佐賀市本庄町大字本庄1210番地３　シティメイト西２Ｆ13号
債務者　田中亮太郎
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２９号
神戸市中央区国香通７丁目１番16号　天野マンション201
債務者　大本　眞鏡
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
兵庫県たつの市揖保川町二塚281番地11
債務者　中村　郁美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２０２号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人402番地３
債務者　中島はるみ
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2554番地143セジュールミチ103
債務者　山口美穂子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
山口県下関市彦島本村町３丁目11番２号
債務者　荒川　助徳
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
埼玉県加須市礼羽204番地10、前住所広島県福山市南蔵王町３丁目11番28号
債務者　小島　節子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１４０号
青森県弘前市大字大町２丁目14番地７　金澤アパート101号、旧住所青森県弘前市大字新里字中里見40番地
債務者　豊崎　文子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
青森地方裁判所弘前支部